

損壊家屋等の解体撤去費用申請書

令和 年 月 日

大郷町長 あて

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

実印

電話番号

令和元年台風19号により被災した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去しました。

つきましては、当該家屋等の解体撤去費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

家屋等の所在地	大郷町 字	
家屋等の数・種類	計 _____ 棟	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫、物置 <input type="checkbox"/> 事務所、店舗 <input type="checkbox"/> その他 ()
家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	<input type="checkbox"/> 異なる	住所 氏名
解体前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた又はその恐れがあった <input type="checkbox"/> その他 ()	
家屋等の権利関係	共有名義	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外 名)
	相続権者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外 名)
	権利関係	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒ <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> その他 ()
解体の状況	○解体時期 契約期日：令和 年 月 日 解体開始：令和 年 月 日 解体完了：令和 年 月 日	
	○解体業者 業者名： _____ 所在地： _____ 電話番号： _____	
	○解体撤去に要した費用総額 _____ 円	

振込希望口座 (申請者名義)	金融機関名	支店名	種 別
	銀行・農協	本・支店	普通・当座
	口座番号	口座名義 (カタカナ)	
郵便物等の送付先	〒 ー		
備 考			

○確認事項

- ①本申請書及び添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより、大郷町に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償します。
- ②上記損壊家屋等の解体撤去に関して大郷町が申請者に支払う費用は、大郷町が算定した基準額に照らし、上記家屋等の解体、撤去のために必要と認められる費用に限ること。
- ③申請者及び借地・借家人をはじめ、抵当権者など、上記家屋等に関係する権利を有する者との間で紛争が生じた場合には、申請者の責任において解決すること。
- ④解体撤去の費用を支払う大郷町のため、解体撤去した上記損壊家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び解体撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。

上記確認事項に同意します。

署名欄 (自署)

実印

《添付書類等》

- ① 印鑑登録証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
- ② 身分証明書（原本及び写し）
 - ※1点で可 運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード
国及び地方公共団体が発行した顔写真付きの資格証書
 - ※上記が無い場合（2点必要）
国民健康保険、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金等の証書、
国及び地方公共団体が発行した顔写真の無い資格証書
- ③ 罹災証明書（原本）
- ④ 登記事項証明書（建物・全部）
 - ※発行日から3ヶ月以内のもの
 - ※建物が未登記の場合は、固定資産評価証明書
- ⑤ 建物配置図
- ⑥ 解体撤去に係る各工程ごとの施行前・施行中・施行後の写真
- ⑦ 建物解体証明書
- ⑧ 解体撤去工事に関する契約書（写し）
- ⑨ 解体撤去費用に関する領収書（写し）
- ⑩ 解体撤去費用に関する内訳が分かるもの（写し）〈例：見積明細書、請求内訳書〉
- ⑪ 解体撤去工事で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニフェスト伝票（E票）の写し
- ⑫ 申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報がわかるもの〈例：通帳の写し〉

《場合により必要な書類》

- ① 委任状（実印の押印が必要）
- ② 各種同意書
 - ・共有名義：申請者以外全員からの同意が必要
 - ・相続権者：所有者が死亡している場合 ※法定相続人全員の同意が必要
 - ・権利設定者：解体する建物に抵当権等が設定されている場合
 - ・隣接地権者：解体時に足場の設置など隣接地権者の了解が必要な場合
 - ・借家人：貸家等の場合で借家人が居住している場合